

指定施設における 不在者投票制度

制度概要・指定基準・違反事例と防止策



◎ 本資料の目的

- ✓ 指定施設における不在者投票制度をわかりやすく解説
- ✓ 指定の基準・手続きと留意事項を体系的に整理
- ✓ 過去の違反事例から学ぶ、実践的な不正防止策

神奈川県選挙管理委員会

内容と構成

01 制度の概要・対象施設・対象者

指定施設における不在者投票制度の基本、対象施設・対象者(いつ・どこで・だれが)

02 指定の基準と申請の流れ / 留意事項

施設の指定基準、申請手続き、指定に必要な書類

03 公職選挙法違反事例と罰則

過去の違反事例における罰則

01 制度の概要と対象

いつ・どこで・誰が投票できるのか

制度の概要

指定施設(病院・老人ホーム等)に入院・入所しているため、選挙当日に投票所に行けない有権者が、[当該施設で投票できる制度](#)



誰が(基本要件)

- ✓ 当該選挙の選挙権を有すること
- ✓ 選挙人名簿に登録されていること
- ✓ 指定施設に[入院・入所中](#)であること



どこで

- ✓ 県選管が指定した「[指定施設](#)」
- ✓ 施設内に設けた投票記載場所
- ✓ 投票の秘密が確保された環境が必要



いつ(期間)

公示・告示日の翌日 ～ 選挙期日(投票日)の前日

対象施設・対象者

不在者投票ができる「場所」と「人」の具体的要件

対象となる指定施設(例)



病院



老人ホーム

特別養護老人ホーム
有料老人ホーム等



身体障害者支援施設



保護施設

対象者の要件

投票ができる対象者

- ✓ 当該施設に入院・入所していること
- ✓ 投票日当日に投票所へ行くことが困難と見込まれること
- ✓ 選挙人名簿に登録されていること

対象外(施設内投票不可)

- ✗ 施設職員・従業員
- ✗ デイケア・デイサービスの利用者
- ✗ 付添人・家族

02 指定の基準と申請の流れ

県選管による指定と、申請に必要な手続き

指定基準(都道府県選管により異なる場合があります)

老人ホーム

老人福祉法等の施設基準※を満たし、所在地の市区町村選管及び県選管が不在者投票施設として指定することが望ましいとするもの



- 老人短期入所施設
…老人福祉法第20条の3
- 養護老人ホーム
…老人福祉法第20条の4
- 特別養護老人ホーム
…老人福祉法第20条の5
- 軽費老人ホーム
…老人福祉法第20条の6
- 有料老人ホーム
…老人福祉法第29条

申請手続きの流れ

1 事前相談・要件確認

所在地の市区町村選管または県選管へ相談

2 審査・実地調査

所在地の市区町村選管による施設の確認等

3 指定・告示

指定通知書の交付、県公報等での告示

必要書類

- 承諾書
- 施設図面(投票場所の見取り図)



名称・所在地の異動や廃止時は手続きが必要になりますので
所在地の市区町村選管へご連絡ください

留意事項

適正な選挙執行のために遵守すべき事項と回避すべきリスク



遵守事項



投票用紙の請求

投票用紙等の請求依頼があった際、不在者投票理由に当たるかどうかを認定し、選挙人に代わり請求します。



投票用紙の送致

不在者投票管理者は投票日当日の投票所閉鎖時刻までに投票を送致しなければなりません。



投票の秘密保持

投票の秘密を保持し、選挙人の投票に干渉したり、威圧を加えることのないようにしてください。



禁止・要注意



選挙運動の禁止

不在者投票管理者がその地位を利用して特定の候補者への投票を勧誘・誘導することは**公職選挙法違反**です。



投票記載場所の氏名掲示

不在者投票記載場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書を掲示することができます



代理投票の記載義務違反

選挙人の代理として、その選挙人の指示する候補者氏名等を記載しなかった場合は**公職選挙法違反**になります。

03 公職選挙法違反事例と罰則

重大な不正事例及び罰則

投票偽造

市長選において、施設職員2名が、意思表示ができない入所者の投票偽造したとして、公職選挙法第237条第3項※(投票偽造)違反の罪で略式起訴された。

→同年に刑(略式起訴)が確定

投票偽造

参院選時、意思表示できない入所者の投票を偽造したとして、施設長ら3名が公職選挙法第237条第4項※(投票偽造)違反の罪で逮捕された。

→同年に刑(施設長は懲役1年6月・執行猶予3年、その他2名は罰金刑)が確定

※公職選挙法(抜粋)

第237条

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、**投票管理者**、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

まとめ / 各種問合せ

制度のポイントと「困ったときは」

★ 制度の運用と要点

! 「例外的措置」であることの認識

指定施設における不在者投票は例外的に認められた制度であり、厳格な手続遵守が大前提です。

☑ 指定基準と手続き

指定基準や申請書類について、必ず最新の県・市区町村選管の情報を確認してください。

🚫 リスク認識の共有

不正投票は刑事罰を伴う重大犯罪であり、施設全体の信用にかかわることを全員で共有しましょう。

各種問合せページ

➡ 市区町村選挙管理委員会連絡先

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/em7/senkanrenrakusaki.html>



➡ 不在者投票指定施設になるには

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/em7/fuzaisya_naruniha.html



➡ 指定施設での不在者投票事務について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/em7/fuzaisya.html>

